

地被類の緑化面積算定基準の取扱いについて

令和3年10月1日

居住対策課

1 地被類の緑化面積算定基準の取扱い

まちなか居住推進事業制度要綱及び公共交通沿線居住推進事業制度要綱における緑化面積算定基準のうち、地被類の取扱いについて定めるもの。

なお、ここでの地被類とは、多年草や樹高30cm未満の木本植物等で、地表面を被覆する植物をいう。ただし、一年草は不可とする。

2 地被類の植栽基準・緑化面積算定方法

(1) 植栽基準

植栽後概ね2～3カ月以内に地表面が被覆される計画とし、下表の基準を満たす地被類は緑化算定できる。

地被類の種類	植栽密度等の基準
芝	全面
コケ類	
イワダレソウ	4ポット/㎡以上 (間隔50cm以内)
クラピア	
シバザクラ	25ポット/㎡以上 (間隔20cm以内)
タイム	
タマリユウ	
ヤブラン	

※ただし、上記以外の常緑性の多年草・木本植物も可とし、植栽密度は原則25ポット/㎡以上（間隔20cm以内）とする。

(2) 地被類の緑化面積算定方法

地被類は、概ね2～3カ月以内に地表面が被覆される植栽面積のみを緑化算定できる。なお、地被類と樹木を混植する場合は、緑化算定する地被類の面積から樹木の根等により地被類の植栽ができない面積を減じて算定する。

3 地被類の緑化算定に必要な添付書類

地被類を緑化算定する場合は、植栽する地被類の種類、植栽密度及び植栽面積がわかる求積図表を外構図に記載すること。

なお、2の植栽基準に記載のない種類の地被類を植栽する場合は、その地被類が常緑性の多年草・木本植物とわかるカタログ等を添付すること。

また、複数の地被類を混植する場合は、その全ての植栽の位置が分かる外構図を提出すること。